

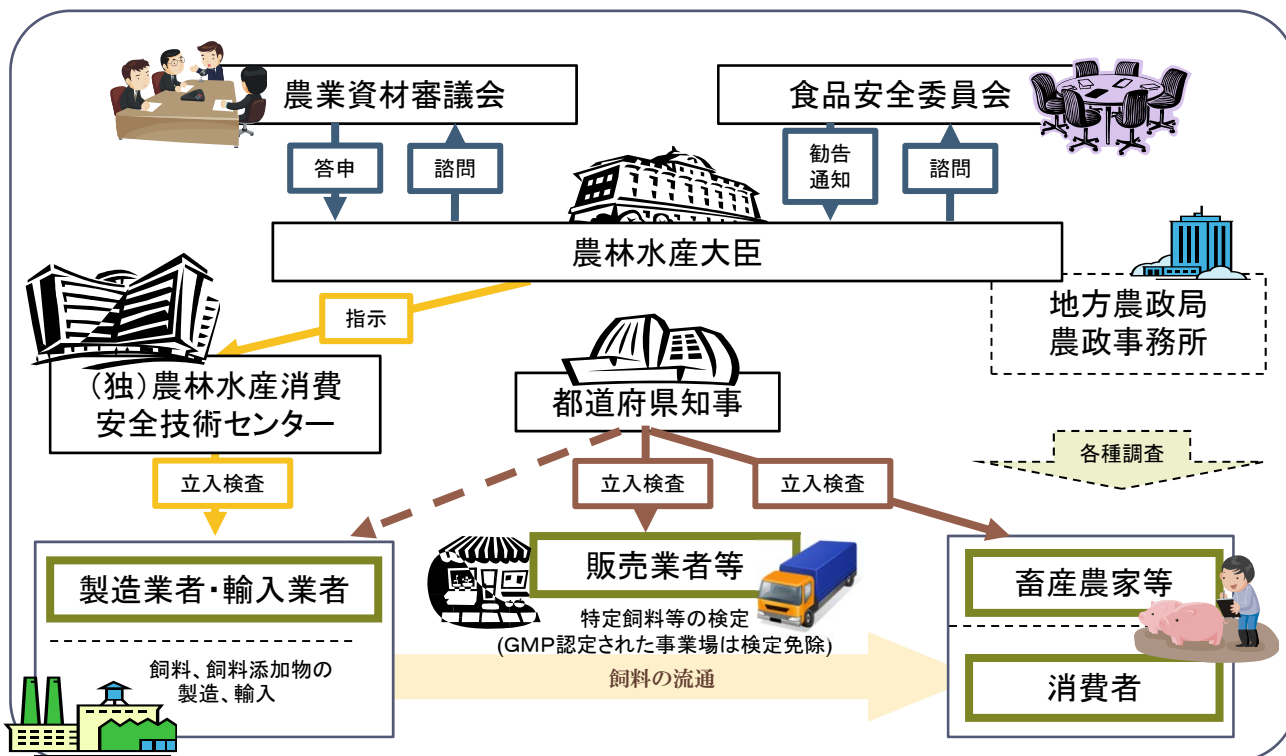
# 飼料の安全と品質確保

## 1 飼料安全法の概要

### 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 (昭和28年法律第35号)

目的	・飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定及び検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、もつて公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与
対象動物及び飼料添加物の指定等	・対象動物:牛、めん羊、山羊、鹿、豚、鶏、うずら、みつばち、養殖水産動物等31種類 ・飼料添加物:ビタミン、抗生物質等156品目指定
安全の確保	・規格及び基準の設定、製造等の禁止、特定飼料等の検定及び製造業者登録、廃棄等の命令
品質改善	・公定規格の設定、規格適合表示、表示の基準、表示事項の表示等の指示、検定機関の登録
その他	・製造・輸入業者等の届出、飼料等の輸入の届出、報告の聴取、立入検査等、厚生労働大臣との関係

## 飼料等の安全確保体制



## 2 BSE関連の飼料規制

### (1) 肉骨粉等

- ・反すう動物由来肉骨粉等について、反すう動物用飼料への使用停止(通知、H8.4)。
- ・反すう動物由来肉骨粉等を用いた反すう動物用飼料の製造・販売・使用を禁止(省令、H13.9)。
- ・肉骨粉等について、すべての国からの飼料・肥料としての輸入、国内における製造・出荷を一時全面停止(通知、H13.10)。
- ・その後、法的に規制するとともに、国内の肉骨粉等の取扱いについては、科学的知見に基づき随時見直しを実施(省令、H13.10以降)。
- ・豚由来肉骨粉について、交差汚染防止対策として、大臣確認制度を導入のうえ、豚、鶏及び魚用飼料への利用を再開(省令、豚・鶏用 H17.4.1施行 魚用 H20.5.28施行)。

### (2) 反すう動物用飼料の製造工程分離

- ・配合飼料製造工場における反すう動物用飼料及びそれ以外の飼料の製造工程の分離を法的に規制(省令、H15.7.1施行(H17.4.1より完全施行))。

### (3) 「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン」を制定(通知、H15.10)。

#### (内容)

- ・取扱場所、製造・保管施設、輸送車両の専用化
- ・製造・保管施設等の洗浄
- ・飼料業務管理規則の備付けなど

### (4) 対象家畜の追加(しか、めん羊、山羊)(政令、H15.7.1施行)

### (5) 輸入飼料の原材料の届出、小売業者の届出の義務化等(省令、H17.8.30施行)

- ・食品安全委員会の答申を受けて、飼料規制の遵守状況について、輸入、販売、農家の各段階での監視を強化

主な対象品目		由 来	給与対象			
			牛など	豚	鶏	養魚
動物性たん白質	ゼラチン、コラーゲン（確認済のもの）	ほ乳動物	○	○	○	○
	乳、乳製品					
	卵、卵製品					
	血粉、血しょうたん白	牛など	×	×	×	×
		豚・馬・家きん（確認済のもの）	×	○	○	○
	魚粉などの魚介類由来たん白質（確認済のもの）	魚介類				
	チキンミール、フェザーミール（確認済のもの）	家きん	×	○	○	○
	加水分解たん白、蒸製骨粉（確認済のもの）	家きん				
	肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉	豚（確認済のもの）				
		豚 家きん混合（確認済のもの）				
牛など		×	×	×	×	
動物性たん白質を含む食品残さ（残飯など）	ほ乳動物 家きん、魚介類	×	○	○	○	
動物性油脂	特定動物性油脂	ほ乳動物	○	○	○	○
	動物性油脂（確認済であって牛などを含むもの）	牛など 豚、家きん	×	○	○	○
	動物性油脂（確認済であって牛などを含まないもの）	豚、家きん	△	○	○	○
	魚 油（魚以外のたん白質と完全分離された工程で製造されたもの）	魚介類	○	○	○	○
	上の各欄に記載された以外の動物性油脂	ほ乳動物 家きん	×	×	×	×
その他	骨炭、骨灰（一定の条件で加工処理されたもの）	ほ乳動物 家きん、魚介類	○	○	○	○
	第2リン酸カルシウム（鉱物由来、脂肪・たん白質を含まないもの）					
	植物性油脂（動物性油脂を含まないもの）	植物				

注1 「牛など」には牛、めん羊、山羊及びしかが含まれる

注2 「確認済のもの」とは、基準適合することについて農林水産大臣の確認を受けた工場の製品のこと

注3 △は、ほ乳期子牛育成用代用乳用配合飼料への使用はできない

注4 「その他」に記載されたものは、動物性たん白質及び動物性油脂の規制の対象外

注5 表に記載されていない動物性たん白質は飼料への使用はできない（蹄粉、角粉、皮粉、獣脂かすなど）

### 3 組換えDNA技術応用飼料への対応

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」に基づき、安全性審査を法的に義務化(平成15年4月1日施行)。

### 4 各種有害物質への対応

#### (1) 農薬

農薬に関しては、我が国で使用の多い輸入飼料原料を中心に、穀類及び牧草に使用される農薬について残留基準を設定(平成18年5月29日施行)。

一方、近年、国産飼料として家畜への給与割合が増加している稲わら等に使用される農薬について、指導基準を設定(平成25年10月30日最終改正)。

「国外で使用される農薬に係る飼料中の残留基準の設定及び改正に係る要請等に関する指針」を発出(平成22年2月2日)。国外で飼料作物に使用される農薬に対する飼料の残留基準設定に必要な手続等を示し、基準設定を促進。

#### (2) 汚染物質(かび毒、重金属等)

かび毒、重金属等に関しては、汚染実態調査等に基づき、配合飼料や飼料原料に対する指導基準を設定(平成26年1月20日最終改正)。

#### (3) 放射性物質

放射性物質に関しては、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による放射性物質の降下に伴い、飼料中の放射性セシウムの暫定許容値を設定(平成24年3月23日最終改正)。

#### (4) 飼料等への有害物質の混入防止に係る対応

平成20年3月10日に「飼料等の有害物質混入防止のための対応ガイドライン」を制定し、飼料の輸入、製造、輸送及び保管の各段階における対応を明確化。

#### ○ 安全性を確認した組換えDNA技術応用飼料

なたね	16品種
とうもろこし	23品種
大豆	11品種
わた	17品種
てんさい	3品種
アルファルファ	2品種
	計72品種

#### ○ 安全性を確認した組換えDNA技術応用飼料添加物

6品目

#### ○ 有害物質の残留基準

##### 【農薬】

・ 輸入原料を中心に穀類及び牧草に使用される農薬 60種類(省令)

・ 稲わら等に使用される農薬 73種類(通知)

【重金属等】 4種類(通知)

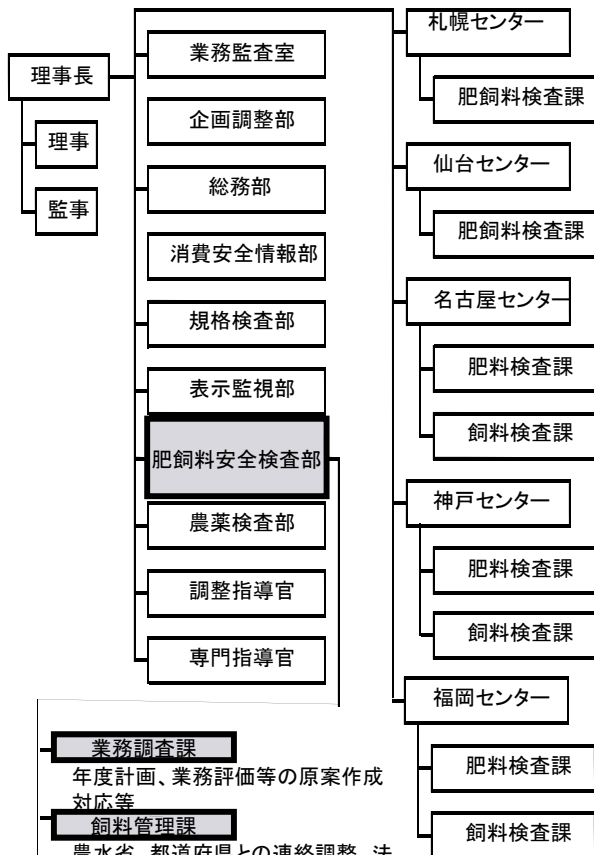
【かび毒】 3種類(通知)

【放射性物質(放射性セシウム)】 1種類(通知)

【その他(メラミン)】 1種類(通知)

○ (独)農林水産消費安全技術センターの飼料安全関係業務  
(<http://www.famic.go.jp>)

1 組織



- 業務調査課**  
年度計画、業務評価等の原案作成  
対応等
- 飼料管理課**  
農水省、都道府県との連絡調整、法  
に基づく立入検査の計画・結果とり  
まとめ、違反発生時の改善指導
- 飼料鑑定第一課**  
化学的検査(かび毒、農薬、重金属  
など)、検査法の検討
- 飼料鑑定第二課**  
生物学的検査(抗生物質、病原微生物、  
動物由来たん白、GMOなど)、  
検査法の検討
- 主任調査官**

※ 平成26年1月1日現在 役職員数:644名

2 飼料及び飼料添加物に関する主な業務

- ① 飼料及び飼料添加物の基準・規格の調査
- ② 飼料等中の有害物質のモニタリング検査
- ③ BSE発生防止のための飼料中の肉骨粉等の検査、製造基準適合確認検査
- ④ 未承認遺伝子組換え飼料の輸入時のモニタリング検査
- ⑤ 飼料に起因する有害畜産物の生産等が確認された場合の原因の究明、流通実態の把握
- ⑥ 飼料及び飼料添加物の検査の迅速化等に資するための分析法の開発等
- ⑦ 飼料添加物の検定及び表示に係る申請の検査
- ⑧ 飼料及び飼料添加物の登録検定機関に対する調査及び検定の精度管理等の技術的な指導
- ⑨ 特定飼料等製造業者の登録等に係る検査、飼料等の製造設備等に係る検査及びその管理の高度化に係る技術的な指導
- ⑩ 農林水産大臣の指示による立入検査

# ○(独)農林水産消費安全技術センターの飼料関係業務の概要

立入検査等を通じて飼料等の安全性を確保し、安全な畜水産物の供給に貢献

